

古文書解読チャレンジ講座第二十七回

三田聖坂に馬車道をつくる

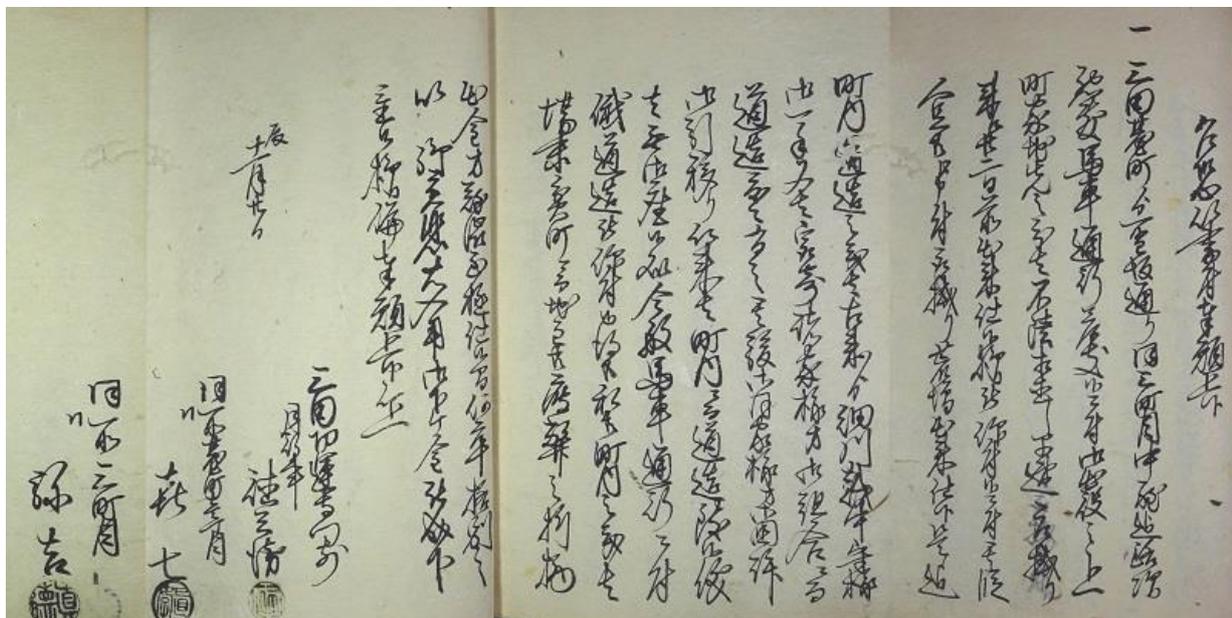
出典：東京府文書『明治元年・順立帳・5』

(請求番号：632.E1.06)

令和二年八月 東京都公文書館

今回、取り上げる史料は、幕末から明治への移行期、三田聖坂を「馬車」が通りやすい道に造り直すにあたって起きた出来事です。

一、史料四



二、史料の解読／読み下し例

乍恐以書付奉願上候  
右 三田台町 御座候上

一、三田台町と聖坂通り同三町目中程迄路次  
二、向馬車通行差支候ニ付御出役之上

悪敷馬車通行差支候ニ付御出役之上  
此等馬車通行差支候ニ付御出役之上

町家地先之分者不陸相直し早速取掛り  
町家地先之分者不陸相直し早速取掛り

来ル廿二日前出来仕候様被仰付候ニ付其段  
来ル廿二日前出来仕候様被仰付候ニ付其段

人足共江申付取掛り荒増出来仕候是迄  
人足共江申付取掛り荒増出来仕候是迄

町内道造之義者古来より細川越中守様  
町内道造之義者古来より細川越中守様

御一手又者最寄諸家様方御組合ニ而  
御一手又者最寄諸家様方御組合ニ而

道造度々有之其後御同家様方御国許  
道造度々有之其後御同家様方御国許

御引移り以来者町内ニ而道造改候儀  
御引移り以来者町内ニ而道造改候儀

者無御座候処今般馬車通行ニ付  
者無御座候処今般馬車通行ニ付

俄道造被仰付候得共私共町内之義者  
俄道造被仰付候得共私共町内之義者

場末貧町ニ而地主共疲弊之折柄  
場末貧町ニ而地主共疲弊之折柄

出金方難渋至極仕候間何卒格別之  
出金方難渋至極仕候間何卒格別之

以御慈悲右入用御下ケ金被成下  
以御慈悲右入用御下ケ金被成下

置候様偏奉願上候以上  
置候様偏奉願上候以上

三田功運寺門前  
 三田功運寺門前  
 月行事  
 十一月廿日  
 辰  
 徳兵衛 印  
 同所台町老丁目  
 同  
 喜七 印  
 同所三町目  
 同  
 弥吉 印

【解読文】

乍恐以書付奉願上候  
 一 三田台町より聖坂通り同三町目中程迄路次  
 悪敷馬車通行差支候ニ付御出役之上  
 町家地先之分者不陸相直し早速取掛り  
 来ル二十二日前出来仕候様被 仰付候ニ付其段  
 人足共江申付取掛り荒増出来仕候是迄  
 町内道造之義者古来より細川越中守様  
 御一手又者最寄諸家様方御組合ニ而  
 道造度々有之其後御同家様方御国許  
 御引移り以来者町内ニ而道造致候儀  
 者無御座候処今般馬車通行ニ付  
 俄道造被仰付候得共私共町内之義者  
 場末貧町ニ而地主共疲弊之折柄  
 出金方難渋至極仕候間何卒格別之  
 以御慈悲右入用御下ケ金被成下  
 置候様偏奉願上候以上

三田功運寺門前  
 月行事  
 辰  
 十一月廿日  
 同所台町老丁目  
 同  
 徳兵衛 印  
 同所三町目  
 同  
 喜七 印  
 弥吉 印

【読み下し例】

恐れ乍ら書き付けを以て願ひ上げ奉り候

一 三田台町より聖坂通り同三町目中程迄、路次

悪敷、馬車通行差し支え候に付御出役の上

町家地先の分は不陸相直し早速取り掛り

来る二十二日前、出来仕り候様仰せ付けられ候に付、その段、

人足共え申し付け取り掛り、荒増出来仕り候。是迄

町内道造りの義は、古来より細川越中守様

御一手、又は最寄諸家様方御組合にて

道造り度々これ有り。その後、御同家様方御国許

御引き移り以来は、町内にて道造り改め候儀

は御座なく候処、今般、馬車通行に付

俄道造り仰せ付けられ候得共、私共町内の義は

場末貧町にて、地主共疲弊の折柄

出金方難渋至極仕り候間、何とぞ格別の

御慈悲を以て、右入用御下げ金成し下し

置き候様、偏に願ひ上げ奉り候。以上。

三田功運寺門前

月行事

徳兵衛

辰

十一月廿日

同所台町老丁目

同

喜七

同所三町目

同

弥吉

三、史料解説

一般的に、日本で「馬車」が最初に走ったのは横浜だと言われていますが、江戸においても、慶応二年（一八六六）十月、幕府によって荷物を運搬するために馬車の通行が許可されました。江戸府内の馬車通行許可にあたっては、牛車用の道路を馬車の通行路とするようお達しが出されました。この時、五街道についても同様に馬車の通行が許可されています（注）。

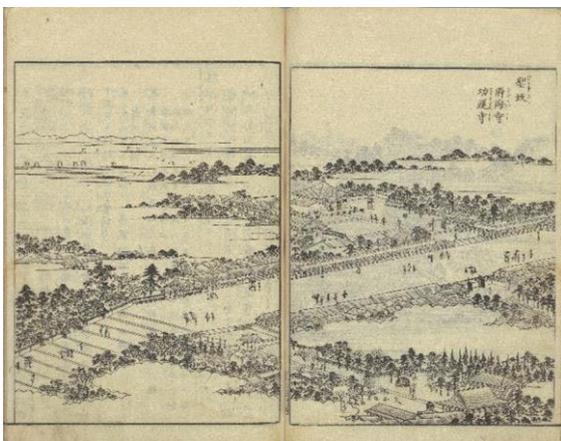


図1 「聖坂 濟海寺 功運寺」『(江戸名所図会 三)』

(請求番号：江戸明治期史料004722)

本史料の舞台である三田聖坂は、現在の港区三田四丁目にある坂で、江戸時代には『江戸名所図会』にも描かれた名所の一つでした。聖坂という名称は、かつてこの地に多く住んでいた高野聖が開いた坂であることに由来していると言われています。

三田聖坂は、東海道・江戸内海（東京湾）の沿岸とほぼ並行し南北に通っており、日本橋を背にして南上がりになっていて、坂の西側にあたる内陸は功運寺をはじめとする沢山の寺が集められた寺社地と町人地が、東側は丹波亀山藩下屋敷（松平紀伊守）・上野沼田藩下屋敷（土岐美濃守）などの大名屋敷と濟海寺などの寺社地と町人地とが混在していました。坂を上がりきったところには、肥後熊本藩下屋敷（細川越中守）（現・高輪皇族邸・仙洞仮御所周辺）がありました。江戸時代、三田聖坂の東側は、東海道、現在の国道一六号線・第一京浜が通っている辺りまでしか陸はなく、JR山手線が走っている所は海の中でした。

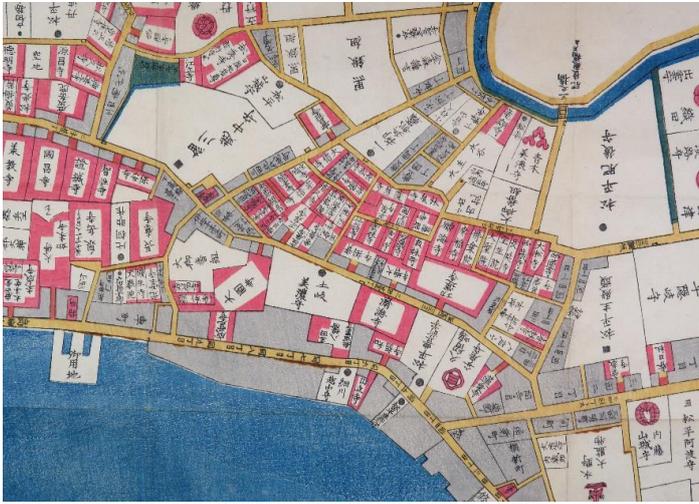


図2 三田聖坂部分「芝高輪辺絵図 全」  
 (内題：芝三田二本榎高輪辺絵図)  
 (請求番号：654-02-03-02 (ZG-053))

明治元年（一八六八）十二月、三田台町から三田聖坂通り三田台町三丁目中程までを「馬車」が通れる道として整備することになりました。その理由は、同年十一月、イギリス公使・パークスらが、三田聖坂の東側にあった上野沼田藩下屋敷（土岐美濃守）をイギリス公使館とするため移ってきたからです。これより遡って、徳川幕府は、各国の仮公使館として江戸府内の寺を公使館として与え、三田聖坂の濟海寺はすでにフランス公使館として利用されてきました。つまり、三田聖坂には、フランス・イギリス、二カ国の公使館が建ち並ぶことになったのです。

公使館に勤める外国人にとって馬車は欠かせない交通手段の一つでしたが、三田聖坂の路面は凸凹していて馬車を走らせるには差し支えたようです。そこで明治政府、道路を管理する東京府へ「三田聖坂を馬車が通れる道として整備するよう」達し、東京府は三田功運寺門前と三田台町の人々へ「町家前の道は自分達で」と指示します。

道路は幕府の公儀地であったものの、その整備は道路ごとに「持場」が区分され、武家や町、寺社によって分担されました。特に、その道路沿いに複数の大名屋敷がある場合、周辺の大名が組合を結成することもありました。今回の史料を読み進めていくと、三田聖坂の場合、江戸時代の道路整備は、三田聖坂を登りきったところに屋敷を構えていた細川越中守が一手に引き受けるか、近隣の大名家が組合を作って行っていたことがわかります。しかし、道を整備していた細川家をはじめとする大名が明治維新にもなつて国許へ帰ってしまい、その負担が町にのしかかってきたのです。三田功運寺門前と三田台町の人々にとって、通常の整備ならなんとかなるものの、今回は馬車道造るという大工事。困惑した町の人々が、東京府に工事費用の下付を嘆願したのが、今回の解説史料でした。

【注】

寅（慶応二年）十月十二日

大目付え

江戸市中并五街道宿駅荷物為運送馬車相用候儀被成御免候間、江戸表は牛車通路之振合を以通行路取極置、不都合無之様可被取計候

右之通、去ル朔日、於京都道中奉行町奉行え相達候間、向々え可被相触候、

『御書付留卷十五』国立公文書館蔵

【用語説明】

- ・路次（ろじ・ろし）：道の途中。道すがら。
- ・出役（しゅつやく）：元々の役目の他に、臨時の役目を果たすこと。
- ・地先（じさき）：その土地。
- ・不陸（ふりく・ふるく）：平らではなく凹凸があること、水平でないこと。
- ・荒増（あらまし）：だいたい。おおよそ。
- ・場末（ばすえ）：町（江戸）の中心から離れた所。
- ・難渋至極（なんじゅうしごく）：この上なく困難である。

【参考文献】

東京都公文書館編（川崎房五郎）『都史紀要四 築地居留地』昭和三十二（一九七五）年

小林信也『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社、平成十四（二〇〇二）年  
松本剣志郎「江戸の公共負担組合と大名家―大下水組合と道造組合―」『社会経済誌学八十三―一』平成二十九（二〇一七）年

【令和二年九月追記】

次の箇所を訂正しました。

文字画像の訂正箇所は青字にしています。  
あわせて解読文・読み下し例も訂正しました。

二、史料の解読／読み下し例

地主共疲弊之折柄